

暴力団関係者等による不当介入に対する措置に関する特約文書
(建設工事事用)

(総則)

第 1 条 この特約文書は、この特約文書が添付される契約書と一体をなすものとする。

(不当介入に対する措置)

第 2 条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、工事の施工に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定するもの(以下「暴力団関係者等」という。)から不当介入(不当要求又は工事妨害)を受けた場合は、その介入を受け入れることなく毅然と拒否し、その旨を速やかに笛吹市(以下「発注者」という。)に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が暴力団関係者等から不当介入(不当要求又は工事妨害)を受けた場合は、その介入を受け入れることなく毅然と拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。

また、下請業者からその旨の報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(義務違反)

第 3 条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、笛吹市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成 16 年笛吹市告示第 79 号)の規定に基づき、入札参加資格停止の措置を行うものとする。

受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様の措置を行うものとする。